

令和5年度

佐賀県事務マネジメント評価報告書  
審査意見書

佐賀県監査委員



監査第 375 号

令和 6 年 8 月 27 日

佐賀県知事 山口 祥 義 様

佐賀県監査委員	原 惣 一 郎
同	荒 木 敏 也
同	角 貞 樹
同	宮 原 真 一

令和 5 年度佐賀県事務マネジメント評価報告書審査意見について

地方自治法第 150 条第 5 項の規定により審査に付されたこのことについて審査した  
結果、次のとおり意見を提出します。



# 令和5年度佐賀県事務マネジメント評価報告書審査意見書

## 1 審査の対象

令和5年度佐賀県事務マネジメント評価報告書（以下「報告書」という。）

## 2 審査の着眼点

報告書に記載された「評価手続」及び「評価結果」は適切か。

## 3 審査の実施内容

報告書について、知事から提出を受け、「佐賀県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン（平成31年3月総務省公表）」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、必要に応じて関係部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

## 4 審査の結果

報告書について、上記により審査した結果、「評価手続」及び「評価結果」に係る記載は相当である。

### （所感）

事務マネジメント制度の開始から4年が経過し一定の効果が発現しているものの、令和5年度においても基本的な不備が依然として確認されている。そのような状況の中で、各所属での主体的な取組を促進するとともに、事務の効率化を確保するため、令和6年度から同制度の運用方法を変更し、各所属の事務上のリスクに応じた対応策の実施・評価が行われている。

今後とも、職員の意識の醸成を図るとともに、不断に検証と見直しを行うなど制度の実効性を高め、適正な事務の執行につなげられたい。



